

特定信書便事業の許可について
(総務大臣諮問第 1007号)

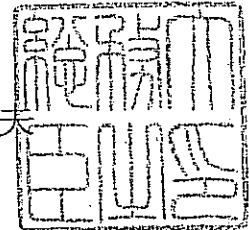


諮問第1007号
平成20年11月27日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣

鳩山 邦夫



諮 問 書

富山県総合警備保障株式会社（代表取締役社長 高木 哲弘）ほか2
者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第
99号）第29条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可
申請があった。その概要は別紙1のとおりである。

これについて審査した結果は、別添審査結果（概要は別紙2）のとおり
であり、同法第31条各号の規定に適合しており、かつ、同法第33条
において準用する同法第8条各号の規定に該当しないと認められる。よ
って、同法第29条の規定に基づき許可することとしたい。

上記について諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

平成20年11月27日

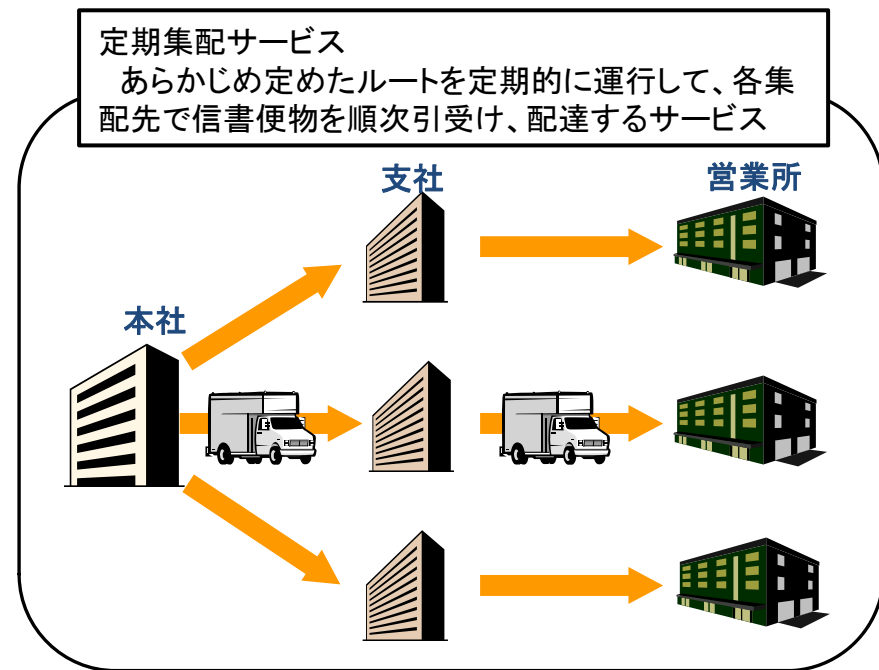
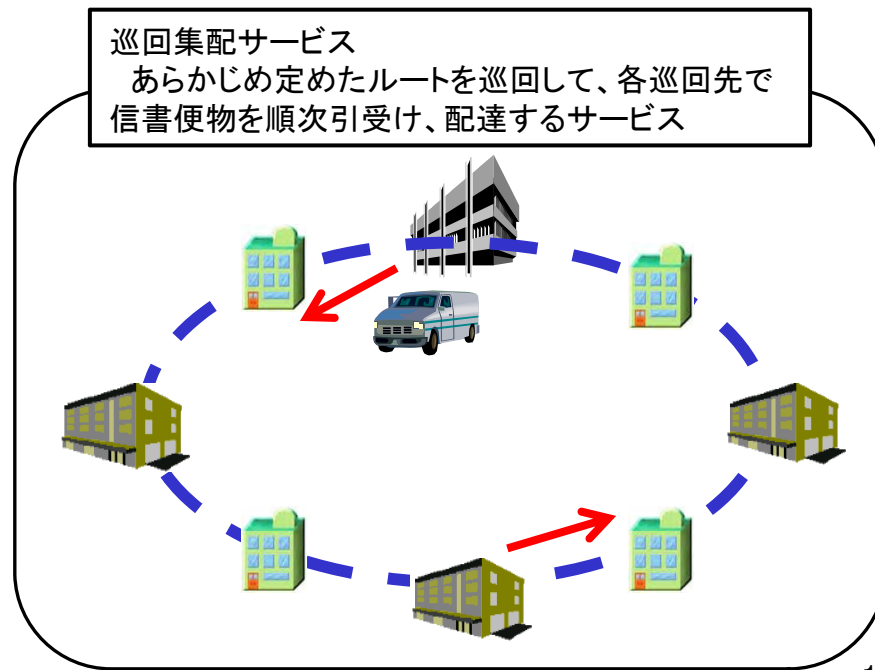
総務省

1 許可申請の概要

特定信書便事業の許可について次の3者から申請

	申請者名 (本社所在地)	主な事業	提供サービス	提供サービス概要	事業 開始日
1	富山県総合警備保障株 (富山県富山市)	警備業	1号役務 (90cm/4kg超)	巡回・定期集配サービス	平成21年 1月1日
2	寺口運送株 (大阪府堺市)	貨物運送業	1号役務 (90cm/4kg超)	巡回・定期集配サービス	平成21年 2月1日
3	おのみちバス株 (広島県尾道市)	旅客運送業	1号役務 (90cm/4kg超)	巡回・定期集配サービス	平成21年 4月1日

2 提供サービスの概要(1号役務)



3 引受け及び配達の方法

(1) 引受けの方法

利用者との間であらかじめ定めた巡回先又は定期集配先で配送員が手渡しで引受け

(2) 配達の方法

差出人の指図に基づき受取人に対面で交付又は郵便受箱への投函若しくはメール室への配達

4 信書便物の取扱見込み及び配送体制

申請者名		提供区域	取扱見込み	配送員数	配送車両数	行政庁の許可等
1	富山県総合警備保障(株)	富山県				一般貨物自動車運送事業
2	寺口運送(株)	大阪府				一般貨物自動車運送事業
3	おのみちバス(株)	広島県尾道市				貨物軽自動車運送事業

5 事業収支見積（委員限り）

単位：万円

申請者名 (初年度の事業期間)		年度	信書便 事業収入	信書便 事業支出	①信書便事 業営業利益	②全体 営業利益	事業収支の算出方法								
1	富山県総合警備保障(株) (1/1~3/31(3ヵ月))	初					収入：受託見込み額を直課 支出：配送車両に係る費用は直課、配送員に係る費用は作業時間比率、その他の費用は収入比率により配賦								
		翌													
2	寺口運送(株) (2/1~7/31(6ヵ月))	初									収入：受託見込み額を直課 支出：配送員及び配送車両に係る費用は直課、その他の費用は収入比率により配賦				
		翌													
3	おのみちバス(株) (4/1~翌3/31(12ヵ月))	初													収入：受託見込み額を直課 支出：配送員及び配送車両に係る費用は直課、その他の費用は収入比率により配賦
		翌													

注1：「年度」の欄の「初」は当初の事業年度、「翌」は翌事業年度を示す。

注2：「全体営業利益」の欄は、申請者が行う事業(特定信書便事業を含む。)全体の利益を示す。

6 資金計画（委員限り）

単位：万円

申請者名		純資産の額	事業開始に要する資金 (注)	資金の調達方法
1	富山県総合警備保障(株)			
2	寺口運送(株)			
3	おのみちバス(株)			

注：車両等の取得価格、賃借料の1ヵ年分、人件費の2ヵ月分等の合計額

信書便事業への参入状況（平成 20 年 11 月 28 日予定）

（注）（ ）内の数字は、今回申請があった事業者の再掲である。

[種類別・参入事業者数]

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	274 (3)



[うち本社所在地別・参入事業者内訳]

北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
12	7	84	6	11 (1)	27	50 (1)	23 (1)	4	46	4	274 (3)



[役務種類別・参入事業者数内訳]

役務種類別	事業者数
1号役務（長さ・幅・厚さの合計90cm超、又は4kg超）	227 (3)
2号役務（3時間以内の送達）	100 (0)
3号役務（1,000円超の料金）	136 (0)
計	463 (3)

（注）複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

本社所在地別の特定信書便事業者参入状況（都道府県別：平成20年11月28日）

都道府県	参入数	
北海道	12	(有)札幌郵送、毎日軽自動車運送事業協同組合、(株)丸ヨ西尾、(有)オクノ物流、キョーツ一(株)、(株)土別ハイヤー、ヴィング運送協同組合、共通運送(株)、赤帽タカノ運送店、(株)富田通商、心陽軽自動車運送協同組合、(有)マルケー物流
青森県	2	ワイエス(株)、青森定期自動車(株)
宮城県	1	東北鉄道運輸(株)
秋田県	2	ハートフェルト、(株)秋田県赤帽
山形県	1	赤帽山形県軽自動車運送協同組合
福島県	1	(株)聖
茨城県	1	ドレックスカーゴ(株)
埼玉県	13	(有)ピナクルズ、(株)埼玉急送社、浦和流通事業協同組合、(株)丸和運輸機関、東武清運(株)、(有)小島正一商店、峯岸運送(株)、(有)ワークスビレッジ、クリーンシステム(株)、(株)関東物流サービス、日本環境マネジメント(株)、(株)ジャパングイックサービス、大宮通運(株)、(株)カムトライズ
千葉県	1	(株)ウイズ
東京都	52	(株)バイク急便、(株)ソクハイ、(株)Qカーゴ、 (株)Q-POST 、(有)プロ・サポート、(株)セルルート、富士ビューテックサービス(株)、(株)宅配、(株)マツハ五十、(株)スカイ・スモールパッケージ、西多摩運送(株)、日本通運(株)、(株)キュー急便、(株)東京トランスポートサービス板橋、(株)サイクル急便、日本総合サービス(株)、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、(株)日立物流、(株)ジェイアール東日本物流、(株)日立オートサービス、中央商事(株)、 山 運輸(株)、ティーエルトランスポート(株)、関東新聞販売(株)、関東福山通運(株)、(株)牛走運送、中野倉庫運輸(株)、(株)フリーラン、アラコム(株)、(株)ライドアンドコネクト、名鉄ゴールデン航空(株)、SMB Cデリバリーサービス(株)、 (株)Green Turtle Co consulting 、(株)アーク急便、(株)エスピーサービス、(株)大森運輸商会、(株)カジロジスティックス、東邦運送(株)、羽田運輸(株)、悦興運(株)、西武運輸(株)、(株)日立プラント建設ソフト、(有)クーリエ、(株)マンハッタンサービス、(有)北川事務所、(株)エスジーアール、(株)ティーサーブ、(株)ライフクリエイトサービス、(株)新聞センター、日本梱包運輸倉庫(株)、(株)KDDIエボルバ、東水梱包運輸(株)、(株)サンセイ、輪急便(株)、(有)スワローエクスプレス
神奈川県	17	日本貨物急送(株)、(株)春秋商事、富国運輸(株)、(株)タカズ、楠原輸送(株)、置田運輸(株)、 神奈川舗装(株) 、中丸産業運輸(株)、萬運輸(株)、山一産業(株)、(株)中山運輸、首都圏輸送サービス(株)、小向運送(有)、(株)タムラコーポレーション、富士フィルムロジスティックス(株)、横浜石油企業(株)、(有)クリオシティ、日祐(株)、 (株)モータータロサワ
新潟県	3	新潟運輸(株)、(有)ミトク、(株)第一製品流通
長野県	3	上伊那貨物自動車(株)、モードテック(有)、(株)宮坂組
富山県	4 (1)	(有)マイハート、トナミ運輸(株)、(株)アイカワ、 富山県総合警備保障(株)
石川県	4	赤帽石川県自動車運送協同組合、北陸総合警備保障(株)、北陸電通輸送(株)、太陽警備保障(株)
福井県	3	赤帽福井県軽自動車運送協同組合、福井グリーンライン(株)、(株)キョーフク
岐阜県	3	西濃運輸(株)、(株)運転社、TB物流サービス(株)
静岡県	5	鈴与セキュリティサービス(株)、(株)静岡運送、(株)芥川運送、東和運輸倉庫(株)、竹田運輸(株)

都道府県	参入数	
愛知県	15	(有)メッセンジャーBb、名鉄運輸(株)、豊田共栄サービス(株)、豊栄交通(株)、大興運輸(株)、(株)岩瀬興輸、(株)寿陸運、(株)ナショナルヤガタ、(株)メイケイデータ運輸、碧南運送(株)、愛豊陸運(株)、(株)トヨタエンタプライズ、(株)アイ・シー・アール、エイセブプラス(株)、カリツー(株)
三重県	4	赤帽三重県軽自動車運送協同組合、(株)ホンダロジスティクス、三重執鬼(株)、金八運送(有)
滋賀県	2	(有)Kカンパニー、(有)ボンズカンパニー
京都府	3	(有)ロスタイム 、(有)スポット便、(株)シスコ、京都バイク便サービス
大阪府	31 (1)	軽貨急配(株)、(株)ヒューモニー、ナイスカンパニー(有)、(株)リンケージ、(有)寿屋、オート配(株)、(有)愛和運送店、 (株)アクター 、(株)エフワン便、(株)KSGインターナショナル、日本信書便(株)、(株)メッセンジャー、(株)合通、大阪運輸倉庫(株)、(株)ダイコク、田中産業(有)、(株)明新運輸、(株)阪急カーゴサービス、日商物流サービス(株)、松潮物流(株)、(株)ジェイアール西日本マルニックス、(株)大毎運送、(株)日本システムサービス、大阪北合同運送(株)、鶴運輸(株)、JS関西(株)、セキセイ(株)、(株)トラスコ、(株)田中運送店、(株)しょうわ、堺南運輸商社(株)、 寺口運送(株)
兵庫県	9	ジャパンメッセンジャーサービス(株)、大阪航空サービス(株)、(有)ルート関西、金田運輸(株)、(株)太閤通商、企業組合宝塚高齢者雇用福祉事業団、(有)アイズ物流、(有)サポートシステム、氷上運送(有)
奈良県	3	(株)新和託送、日本エコロジック(株)、赤帽奈良県軽自動車運送協同組合
和歌山県	2	赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合、(有)川口運送店
鳥取県	1	赤帽鳥取県軽自動車運送協同組合
島根県	2	赤帽島根県軽自動車運送協同組合、(株)益田市総合サービス
岡山県	6	赤帽岡山県軽自動車運送協同組合、岡山県貨物運送(株)、(有)バイク特急便、(株)赤田運輸産業、(有)真田運送、(有)津島栄光運送
広島県	13 (1)	(有)SAKURA特急便 、赤帽広島県軽自動車運送協同組合、 広島北運送(株) 、(株)若菜、 国内流通(株) 、(有)メッセンジャー、兼定商店、コスモ産業、神石砕石(株)、(株)神石共同運送、まついストア、(株)プライムステージ、(有)福岡運送、福山通運(株)、府中高速運輸(株)、 おのみちバス(株)
山口県	1	赤帽山口県軽自動車運送協同組合
香川県	1	(有)瀬戸内急便
愛媛県	3	(株)カトウ、アイトータルサービス(有)、愛媛総合警備保障(株)
福岡県	18	バイクエクスプレス(有)、フクオカサイクルメッセンジャー、(株)ボナシステムズ、(有)TAS九州、(有)オートソクハイ、ラック通運(株)、北九州電報企業組合、九州航空(株)、西日本急送(株)、赤帽福岡県軽自動車運送協同組合、(株)ジラボ、(株)西日本美装、ジェイアール九州メンテナンス(株)、九州電話運輸(株)、北九州港運(株)、龍巳運送、九州西濃運輸(株)、西日本アシストサービス
佐賀県	9	特定非営利活動法人NPO小麦の家、トランス・エアー・サガ(有)、伊万里運輸(株)、西松浦通運(株)、(有)西原急便、社会福祉法人大空福祉会、社会福祉法人まごころ会、富士警備保障(株)、コスモ(株)
長崎県	2	赤帽長崎県軽自動車運送協同組合、長崎軽運送協業組合
熊本県	4	赤帽熊本県軽自動車運送協同組合、九州産交運輸(株)、(株)産交運輸物流サービス、社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会
大分県	4	赤帽大分県軽自動車運送協同組合、別府電報サービス企業組合、(有)朋友、社会福祉法人千仁会
宮崎県	3	軽貨物高速運送ベリーグッド、赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合、宮崎県電報サービス企業組合

都道府県	参入数	
鹿児島県	6	千石運送(株)、赤帽鹿児島県軽自動車運送協同組合、(株)おくやみネット、(有)岩切運送、(有)林運送、(有)奄美行政センター
沖縄県	4	大栄空輸(株)、沖縄日通エアカーゴサービス(株)、サイクルワークスメッセージャーサービス、赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合

- (凡例) 1. 黒字：既参入事業者、赤字：新規参入申請事業者、見え消し：事業廃止を届け出た事業者である。
2. 参入数は、今回申請があったものを含み、()内は今回申請者の内数で示している。

信書便事業の概要

1 信書便法の目的

平成15年4月から、信書のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争原理を導入(新規参入の促進、利用者の選択肢の拡大)

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」(郵便法第4条第2項)

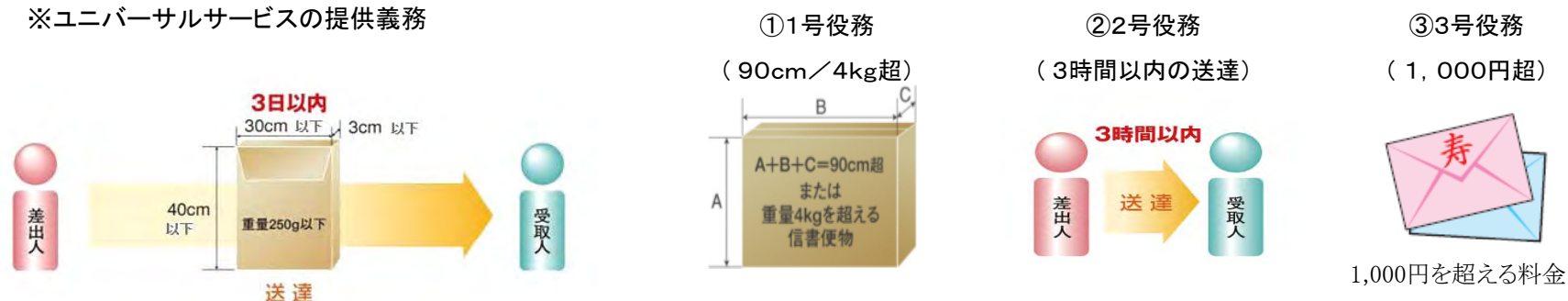
※「ユニバーサルサービス」は、諸外国の制度等も踏まえると、基本的には、①全国均一料金、②ポスト投函制、③全国あまねく公平な提供、④継続的な提供の4つの要素から構成されると考えられる。

2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業(基礎的なサービス): 許可制
一定の大きさ及び重量の信書を差出日から原則3日以内に送達【0者(参入なし)】

(2) 特定信書便事業(特定の需要に応えるサービス): 許可制
次のいずれかに該当する信書便のみを提供【274者】

※ユニバーサルサービスの提供義務



特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった3者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても法第31条各号の基準に適合しており、かつ、法第33条において準用する法第8条の許可の欠格事由に該当しないものと認められる。

1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。(法第31条第1号)

項目	審査概要	適否
引受け	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が差出人から直接引き受けることから、秘密の保護のため適切である。	適
配達	配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は、受箱等へ投函することから、秘密の保護のため適切である。	適

2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。(法第31条第2号)

項目	審査概要		適否
事業収支見積り	対象年度	2者については初年度、2年度とも黒字、1者については初年度赤字、2年度黒字となる見込みである。	適
	算出方法	収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額としており、適正かつ明確に算出している。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との按分等による額としており、適正かつ明確に算出している。	適
役務内容が法に適合していること	申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。		適

3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。(法第31条第3号)

項目	審査概要	適否
資金	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適正かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。	適
行政庁の許可等	事業を営むために必要な許可等を取得済みである。	適

4 欠格事由に該当しないこと。(法第33条において準用する法第8条)

いずれの申請者とも該当なし。